

愛知県有料道路運営等事業実施方針 修正表

平成27年11月13日

愛知県有料道路運営等事業実施方針

章・節	頁	修正前	修正後
1 (1) ソ	1 1	<p>運営権対価は、指定期日までに一括で支払う運営権対価一時金、運営期間にわたって毎年度に支払う運営権対価分割金（利息を含む）から構成される。運営権対価分割金に係る利息は、公社における国債等による期待運用利回りを考慮し、年1.18%として実施契約に定める予定であり、運営権対価分割金は、元利均等払いを基本とする。</p> <p>民間事業者の募集において、運営権対価の基準となる価額は、公社運営継続時の期待収支を上記の年1.18%により現在価値に割り戻した1,219億7,700万円（ただし、平成28年10月1日事業開始を前提とした額）以上とする。また、このうち運営権対価一時金は150億円以上とする。</p>	<p>運営権対価は、指定期日までに一括で支払う運営権対価一時金、運営期間にわたって毎年度に支払う運営権対価分割金から構成され、別に運営権対価分割金に係る利息を支払うものとする。運営権対価分割金に係る利息は、公社における国債等による期待運用利回りを考慮し、年1.18%として実施契約に定める予定であり、運営権対価分割金及びその利息は、元利均等払いを基本とする。</p> <p>民間事業者の募集において、運営権対価の基準となる価額は、公社運営継続時の期待収支を上記の年1.18%により現在価値に割り戻した1,219億7,700万円（ただし、平成28年10月1日事業開始を前提とした額で、これを最低提案価格とする。）以上とする。また、このうち運営権対価一時金は150億円以上とする。</p>
	1 2	<p>提案額の評価は、提案のあった運営権対価一時金及び上記の年1.18%により現在価値に割り戻した運営権対価分割金の合計額にて行う予定である。</p>	<p>提案額の評価は、提案のあった運営権対価一時金及び運営権対価分割金の合計額にて行う予定である。</p>
2 (6) イ1)	2 1	<p>3) 応募企業、応募グループを構成する企業に共通の参加資格</p> <p>応募企業及び応募グループを構成する企業のいずれも、少なくとも以下の①～⑨の全ての要件を満たしていることを要する。なお、外国法人においては、以下のうち④について、その適用法令において同等の要件を満たしていると公社が確認できることが必要である。</p>	<p>3) 応募企業、応募グループを構成する企業に共通の参加資格</p> <p>応募企業及び応募グループを構成する企業のいずれも、少なくとも以下の①～⑩の全ての要件を満たしていることを要する。なお、外国法人においては、以下のうち④について、その適用法令において同等の要件を満たしていると公社が確認できることが必要である。</p>

章・節	頁	修正前	修正後
2 (6) イ3) ⑤	23	<p>(中略)</p> <p>⑤ 特措法第2条第4項に規定する会社又は当該会社と直接、間接を問わず資本関係を有する者でないこと。 <u>なお、これらの者は、別紙4に示す業務を受託する者を除き、協力企業となることもできない。</u></p> <p>⑥ 本事業に関連する業務等の受託者又は当該受託者と親会社、子会社若しくは関連会社の関係にある者でないこと。 なお、本事業に関連する業務等の受託者とは、次の者をいう。 ・株式会社日本総合研究所 ・株式会社建設技術研究所 ・パシフィックコンサルタンツ株式会社</p> <p>⑦ 公募アドバイザー又は公募アドバイザーと親会社、子会社若しくは関連会社の関係にある者でないこと。</p> <p>⑧ 委員会の委員が属する企業等又はその企業等と親会社、子会社若しくは関連会社の関係にある者でないこと。</p>	<p>(中略)</p> <p>⑤ 特措法第2条第4項に規定する会社又は当該会社と直接、間接を問わず資本関係を有する者でないこと。 <u>なお、これらの者は、別紙4に示す業務を除き、協力企業やその下請企業として業務を受託することもできない。</u></p> <p>⑥ 本事業に関連する業務等の受託者又は当該受託者と親会社、子会社、<u>関連会社若しくは親会社を同じくする当該親会社の子会社の関係にある者でないこと。</u>なお、本事業に関連する業務等の受託者とは、次の者をいう。 ・株式会社日本総合研究所 ・株式会社建設技術研究所 ・パシフィックコンサルタンツ株式会社</p> <p>⑦ 公募アドバイザー又は公募アドバイザーと親会社、子会社、<u>関連会社若しくは親会社を同じくする当該親会社の子会社の関係にある者でないこと。</u></p> <p>⑧ 委員会の委員が属する企業等又はその企業等と親会社、子会社、<u>関連会社若しくは親会社を同じくする当該親会社の子会社の関係にある者でないこと。</u> (中略)</p> <p>⑩ <u>上記⑤から⑧までに定める者を本事業の選定に関連するアドバイザーに起用していないこと。</u></p>

章・節	頁	修正前	修正後																																																
9 (32)	39	<p>インフラ事業とは、コンセッション事業のほか、海外における日本のPFI法に基づくコンセッション事業に相当する事業や、電力事業や鉄道事業等コンセッション事業には該当しないものの、特別目的会社等を設立して実施する<u>点等</u>において類似する事業をいう。</p>	<p>インフラ事業とは、<u>道路、空港、下水道等の事業のうち</u>、コンセッション事業のほか、海外における日本のPFI法に基づくコンセッション事業に相当する事業や、電力事業や鉄道事業等コンセッション事業には該当しないものの、特別目的会社等を設立して実施する事業をいう。</p>																																																
様式1 別添	—	<p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">愛知県有料道路運営等事業 第二次被開示者への資料開示通知書</p> <p>愛知県道路公社 理事長 川崎 昭弘 殿</p> <p style="text-align: right;">商号又は名称： 所在地：_____ 代表者名印：_____ 印</p> <p>平成27年10月13日付で実施方針の公表がありました「愛知県有料道路運営等事業」の公募に関し、公社から提供又は開示を受けた守秘義務対象開示資料について、以下の者に対して資料を<u>開示しましたので</u>通知します。</p> <p>なお、これらの情報開示対象者は当社に対し、当社が県及び公社に対して誓約している守秘義務と同等又はそれ以上の義務を負うことを約束します。</p> <p>■第二次被開示者</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 20%;">名 称</td><td></td></tr> <tr><td>所在地</td><td></td></tr> <tr><td>代表者名</td><td></td></tr> <tr><td>当社との関係</td><td></td></tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 20%;">名 称</td><td></td></tr> <tr><td>所在地</td><td></td></tr> <tr><td>代表者名</td><td></td></tr> <tr><td>当社との関係</td><td></td></tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 20%;">名 称</td><td></td></tr> <tr><td>所在地</td><td></td></tr> <tr><td>代表者名</td><td></td></tr> <tr><td>当社との関係</td><td></td></tr> </table>	名 称		所在地		代表者名		当社との関係		名 称		所在地		代表者名		当社との関係		名 称		所在地		代表者名		当社との関係		<p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">愛知県有料道路運営等事業 第二次被開示者への資料開示通知書</p> <p>愛知県道路公社 理事長 川崎 昭弘 殿</p> <p style="text-align: right;">商号又は名称： 所在地：_____ 代表者名印：_____ 印</p> <p>平成27年10月13日付で実施方針の公表がありました「愛知県有料道路運営等事業」の公募に関し、公社から提供又は開示を受けた守秘義務対象開示資料について、以下の者に対して資料を<u>開示する</u>ので通知します。</p> <p>なお、これらの情報開示対象者は当社に対し、当社が県及び公社に対して誓約している守秘義務と同等又はそれ以上の義務を負うことを約束します。</p> <p>■第二次被開示者</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 20%;">名 称</td><td></td></tr> <tr><td>所在地</td><td></td></tr> <tr><td>代表者名</td><td></td></tr> <tr><td>当社との関係</td><td></td></tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 20%;">名 称</td><td></td></tr> <tr><td>所在地</td><td></td></tr> <tr><td>代表者名</td><td></td></tr> <tr><td>当社との関係</td><td></td></tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 20%;">名 称</td><td></td></tr> <tr><td>所在地</td><td></td></tr> <tr><td>代表者名</td><td></td></tr> <tr><td>当社との関係</td><td></td></tr> </table>	名 称		所在地		代表者名		当社との関係		名 称		所在地		代表者名		当社との関係		名 称		所在地		代表者名		当社との関係	
名 称																																																			
所在地																																																			
代表者名																																																			
当社との関係																																																			
名 称																																																			
所在地																																																			
代表者名																																																			
当社との関係																																																			
名 称																																																			
所在地																																																			
代表者名																																																			
当社との関係																																																			
名 称																																																			
所在地																																																			
代表者名																																																			
当社との関係																																																			
名 称																																																			
所在地																																																			
代表者名																																																			
当社との関係																																																			
名 称																																																			
所在地																																																			
代表者名																																																			
当社との関係																																																			